



# 鳥取県公報

平成 28 年 11 月 30 日(水)  
号外第 109 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 公安規則 傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則  
(4) (刑事企画課) . . . . . 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 傍受令状を請求すること等ができる司法警察員に、生活安全部及び交通部の職員を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成28年12月1日とする。

# 規 則

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月30日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

## 鳥取県公安委員会規則第4号

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第4条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警視以上の者は、次に掲げるものとする。ただし、<u>法別表第1又は別表第2</u>に掲げる罪に係る捜査を担当しない者を除く。</p> <p>(1) 鳥取県警察本部の刑事部、<u>生活安全部、交通部</u>又は警備部に勤務する警視以上の階級にある警察官</p> <p>(2) 略</p>	<p>犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第4条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警視以上の者は、次に掲げるものとする。ただし、<u>法別表</u>に掲げる罪に係る捜査を担当しない者を除く。</p> <p>(1) 鳥取県警察本部の刑事部又は警備部に勤務する警視以上の階級にある警察官</p> <p>(2) 略</p>

### 附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。